

岩手県告示第 578 号

漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。

平成 18 年 4 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 漁港の名称 第 2 種 野田漁港
- 2 漁港の所在地 九戸郡野田村
- 3 変更後の漁港の区域

水 域	陸 域
次のア点からオ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯 40 度 7 分 2 秒 0383 東経 141 度 49 分 52 秒 4441 イ点 北緯 40 度 7 分 8 秒 9453 東経 141 度 50 分 12 秒 6618 ウ点 北緯 40 度 6 分 50 秒 1942 東経 141 度 50 分 29 秒 1443 エ点 北緯 40 度 6 分 37 秒 8455 東経 141 度 50 分 1 秒 8616 オ点 北緯 40 度 6 分 56 秒 8931 東経 141 度 49 分 47 秒 2347	水域の欄に規定するエ点、同欄に規定するオ点、同欄に規定するア点、同欄に規定するイ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域